

7月臨時会での感染症対策について

(1) 消毒等の対策

- ・消毒スプレーによる手指消毒を徹底する。
- ・マスク着用を徹底する。
- ・議場及び会議室に加湿器を設置し、会議を開催していない時間に消毒液を空間噴霧する。
- ・会議終了時に消毒する。

(2) 出席説明員

執行部の出席説明員は、申合せ事項の規定により原則として地方自治法第121条の規定に基づく者が出席することとなるが、感染の防止を図るため、前述のうち執行部が必要と判断した者が出席することとする。

(3) 本会議

① 席の配置

席の配置は、通常どおりとする。

② 発言場所

発言場所は、通常どおりとする。

③ アクリル板の設置

飛沫対策のため、アクリル板を設置する。

議 席	席間をアクリル板で仕切る。（高さ80cm、机より若干長く）
	マイクを隣同士で使用できるようアクリル板をカットしたものも数枚準備しておき、その日の発言予定により入れ替え。
執行部席	席間をアクリル板で仕切る。（高さ80cm、机より若干長く）

④ 傍聴

傍聴は、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合に認める。ただし、感染を防止する観点から1席分ずつ間隔を空けることとし、21人（車いすを除く）を上限とする。上限を超える場合は、委員会室において音声を聞いていただく。希望者が多く間隔が取れなくなる場合は、お断りする。

報道機関は、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合に傍聴を認める。

(4) 委員会

① 開催場所

通常どおり、会議室で開催する。

② 席の配置

通常どおりとする。

③ 発言場所

委員は、各席にて発言を行う。

説明員は、マイクの有る席は、各席にて発言を行う。マイクの無い席は、発言席に移動して発言を行う。

④ アクリル板の設置

委員席間は、飛沫対策のためアクリル板を設置する。

(マイクが不足するため、説明員席にはアクリル板を設置しない。)

⑤ 傍聴

傍聴は、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合に認める。ただし、感染を防止する観点から間隔を空けることとし、8人を上限とする。上限を超える場合は、委員会室において音声を聞いていただく。希望者が多く間隔が取れなくなる場合は、お断りする。

報道機関は、会議の基準等の傍聴の基準を満たしている場合に傍聴を認める。